

岡崎市地域おこし協力隊募集要項

1 目的

岡崎市額田地域（以下「額田地域」という。）は、面積の 86%を森林が占め、北部には乙川、南部には男川という 2 本の清流が流れ、ホタルの群生やアユの遡上などが見られる自然豊かな地域です。地域内には豊かな自然を活用した「くらがり溪谷」や「男川やな」、平成の名水百選にも選ばれた「鳥川ホタルの里湧水群」、一部が国の重要文化財に指定されている「天恩寺」など、多くの地域資源を有しています。一方で、都市部からのアクセス性の良さを合わせ持ち、名古屋 IC から岡崎東 IC（額田地域内）まで車で約 30 分、市内中心部から額田地域まで車で約 25 分と、気軽に訪れて自然に触れることができる地域でもあります。

しかしながら、額田地域では人口の減少や少子高齢化の影響により、農林業生産活動のみならず、地域資源の保全や住民生活の維持など集落機能の弱体化が懸念されています。

そこで、地域外の人々の視点を活かし、地域の生活や暮らしを守りつつ、額田地域に活力を生み出す「岡崎市地域おこし協力隊」を募集します。

2 募集人員

1 名

3 活動地域

額田地域とする。ただし、額田地域の地域活性化に資すると認められるときは、地域外で活動することができるものとします。

4 活動内容

地域住民とコミュニケーションを図りながら、以下の活動又は支援を行うものとします。（具体的な活動内容については、委嘱決定後、地域の状況や隊員の希望等を踏まえ、協議の上、決定します。）

- ・ 額田地域の魅力発信（PR・広報活動等）
- ・ 地域行事等コミュニティ活動に関する支援
- ・ 移住、定住に向けた交流事業に関する活動
- ・ その他、市長が必要と認める活動

5 応募条件

次の条件をすべて満たすかたとします。

- (1) 都市地域等に居住しており、任用後に、額田地域に生活の拠点を移し、住民票

を異動することのできるかた

※対象の詳細については、別表「地域要件確認表」をご確認ください。

- (2) 心身ともに健康で、誠実に活動を行うことができるかた
- (3) 普通自動車運転免許を所有し、日常的な運転が可能なかた
- (4) パソコン等を所有し、基本的なパソコン操作（ワード、エクセルなど）ができるかた
- (5) SNS 等 を活用できるかた
- (6) 次のいずれにも該当しないかた

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 岡崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

6 任用形態及び委嘱期間

- (1) 任用形態

岡崎市の地域おこし協力隊として委嘱します。市との雇用関係はありません。業務に支障がない範囲で兼業を認めます。（要相談）

- (2) 委嘱期間

令和 9 年 4 月 1 日から、同一年度の 3 月 31 日までとします。

その後は 1 年ごとに更新し、委嘱期間は原則当初委嘱の日から 3 年を超えないものとします。

7 活動時間及び活動日数

1 日当たり 7 時間、1 か月当たり 20 日間の活動を目安とします。

※活動内容により、柔軟に調整できるものとします。

8 待遇及び福利厚生

- (1) 報償費 月額 200,000 円

ただし、当該月における活動時間が 140 時間に満たない場合は、実活動時間に応じて算出した額を支給します。

※支給時には、源泉所得税が控除されます。また、賞与、時間外手当、退職等は支給されません。

- (2) 加入保険等

社会保険（健康保険・国民年金）等に自ら加入し、さらには、活動中の傷害保険等も自らの責任において加入してください。

(3) 住居

額田地域内において、市が準備した賃貸又は空き家住宅等に自らが契約者となり入居していただきます。

※家賃は予算の範囲内で市が負担します。（光熱水費、駐車場代等は自己負担となります。）

(4) 活動車両

自家用車もしくは、自らが契約者となりレンタルした車両を使用していただきます。

※借り上げ料、燃料費は予算の範囲内で市が負担します。（自賠責保険等は自己負担となります。）

(5) 市の支援

消耗品等活動に係る経費は予算の範囲内で市が負担します。

9 応募手続等

(1) 応募期間

令和8年10月6日（火）～令和8年12月9日（水）【必着】

(2) 応募方法

郵送又は持参で応募してください。応募書類は返却いたしません。

※郵便の遅配・不達等の事故は責任を負いかねます。

(3) 提出書類

- ・ 申込書（岡崎市地域おこし協力隊設置要綱様式第1－1号）
- ・ 住民票の写し（岡崎市外に居住していることが確認できるもの）
- ・ 自動車運転免許証の写し（両面）

10 選考方法

(1) 一次選考（書類審査）

- ・ 提出書類により、内容を審査します。
- ・ 選考結果については、申込書記載の住所宛てに、応募者全員に通知します。合格者には、二次選考の日程等詳細をお知らせします。

(2) 二次選考（面接審査）

- ・ 一次選考合格者を対象に、面接審査を行います。
- ・ 二次選考に要する交通費等は自己負担となります。
- ・ 選考結果については、二次選考参加者全員に通知します。

11 その他

二次選考合格者は、任用後に移住したことが確認できる住民票の写しを提出してください。

12 お問い合わせ・申込先

〒444-3696 愛知県岡崎市樫山町字山ノ神 21 番地 1

岡崎市役所 経済振興部 中山間政策課 地域づくり係

TEL : 0564-82-4123 (直通)

FAX : 0564-82-4124

Email : chusankan@city.okazaki.lg.jp